

伊万里有田共立病院 面会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、入院患者の療養生活の質の向上および、尊厳の保持並びに、円滑な診療・看護や退院を図るために、入院患者への面会に関する必要事項を定める。

(基本方針)

第2条 当院は、患者と家族等の交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、過度な面会制限をしないことを基本方針とする。

第2章 面会の基準

(面会時間および人数)

第3条 面会時間は、原則として全日 14 時から 19 時までの時間帯とする。

2 1 回の面会時間は 30 分以内とし、人数は 3 名までとする。

(面会資格)

第4条 面会者は、原則として家族または近親者、あるいは医師または看護師から許可を得た者とする。

2 前項の規定にかかわらず、面会者は中学生以上（または満 13 歳以上）の者に限るものとする。ただし、主治医または病棟看護師長が特に認めた場合はこの限りではない。

(面会場所)

第5条 面会場所は、病室またはデイルームとする。

第3章 面会手続きおよび遵守事項

(面会受付の手続き)

第6条 面会者は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該受付において面会手続きを行わなければならない。

(1) 平日 14 時から 17 時 15 分まで：各病棟のエレベーター前受付

(2) 平日 17 時 15 分から 19 時まで：1 階の時間外受付

(3) 土日祝日 14 時～19 時まで：1 階の時間外受付

2 面会者は、受付で面会申請書を記載し、面会証を着用しなければならない。この場合において、職員は本人確認のために氏名等の確認を行うことができる。

3 面会者は、面会終了後、面会証を受付に返却しなければならない。

(感染対策)

第7条 面会者は、面会前後において手指消毒を行わなければならない。

2 インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の流行を察知した場合、面会者に対してマスク着用を義務付ける。

(患者安全および療養環境の保持)

第8条 面会者は、次の各号に掲げる行為を遵守しなければならない。

(1) 大声での会話や、他の患者の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 病室内・デイルームでの飲食を行わないこと。

(3) 許可なく写真・動画撮影および音声録音を行わないこと。

(4) 許可なく SNS 等への投稿を行わないこと。

(5) 医療機器や点滴等に触れないこと。

(貴重品等の管理)

第9条 面会時における患者および面会者の貴重品について、当院は一切の責任を負わない。貴重品等の持参は必要最小限とする。

第4章 制限および例外措置

(面会の拒否・制限)

第10条 当院は、面会者が次の各号のいずれかに該当する場合は、面会をお断りする。

- (1) 発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢等の感染症を疑う症状がある場合
- (2) 飲酒している場合
- (3) 病院職員の指示に従わない場合

(特別な配慮による個別対応)

第11条 次の各号に掲げる場合においては、第3条、第4条および第6条の規定にかかわらず、個別の状況に応じて面会を許可または検討することがある。

- (1) 病状説明、手術前後および急変時等の場合
- (2) 終末期、看取りの場合
- (3) 家族等の精神的援助が療養上必要と認められる場合
- (4) 介護・福祉関連職員、行政関係職員等が業務上訪問する場合

(面会制限等を行う場合)

第12条 病院長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、面会制限または面会禁止を行うことができる。

- (1) 災害の発生、または安全上の理由により、面会制限もしくは禁止の必要性があると判断した場合
- (2) 感染症の流行状況により、面会制限の必要性があると判断した場合
- (3) 主治医が患者の病状を鑑みて、面会が不適切と判断した場合

(感染症流行時の面会制限基準)

第13条 前条第2号に定める感染症の流行状況による制限は、次の各号に掲げる基準に基づき実施するものとする。

- 2 インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症が県内の定点当たりの報告数10を超えた場合は、面会条件を「面会回数1日1回・15分以内」に制限するものとする。

第5章 雑則

(規程の管理および改訂)

第14条 この規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 2 この規程の改訂は、病院長が指名する職員で審議し、病院長の承認のもとで行う。

(周知方法)

第15条 この規程の内容は、入院案内や院内掲示、病院ホームページ等を通じて、患者および家族等へ周知するものとする。

附則

この規程は、2026年5月31日から施行する。